入 札 公 告

「特定 J V 対象工事用 (総合評価一般競争入札 (事後審査方式))]

[ゼロ債務負担行為 活用工事]

[余裕期間 設定工事]

[電子契約対象工事]

[一括審査方式対象工事]

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告(共通編)を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領(以下「試行要領」という。)の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告(共通編)によるものとする。

なお、本件は**総合評価一般競争入札(事後審査方式)による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事、余 裕期間を設定した工事、電子契約対象工事及び技術資料の内容が同一の〇件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事の入札**である。入札にあたっては、本公告 $\frac{2(4)}{2(4)}$ 、6(1)、6-2、 $\frac{9(3)}{2(4)}$ に留意すること。

公告日:令和7年9月29日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局(問い合わせ先)

(1) 担当課名	茨城県土木部港湾	等 課
(2) 住所	〒310−855	5 5 茨城県水戸市笠原町978-6
(3) 担当及び連絡先	(契約)	担当:斉藤
	庶務担当	電 話:029-301-4536
		FAX: 029-301-4538
		Ema i l : kowan@pref.ibaraki.lg.jp
	(工事)	担当:大塚
	建設・漁港担当	電話:029-301-4530

2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	07県単常機 第07-06-392-0-011号
	E岸壁側面護岸ケーソン製作工事(その1)
(2)路河川名及び工事場所	茨城港常陸那珂港区
	ひたちなか市阿字ヶ浦町地先
(3) 工事概要	ケーソン製作 $N=2$ 函 $W=1,797$ t/函
	ケーソン進水 $N=1$ 回
	ケーソン仮置 $N=2$ 函
(4) 工期	令和8年3月15日(想定工期180日間)
	なお、本件は「茨城県土本部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき余
	裕期間を設定した工事(発注者指定方式)であり、工期は 年 月 日か

	こ 年 日 ロナベの 日間レナス ただ! 瓜ュリ 圧物部 木笠 に トゥ		
	ら 年 月 目までの 目間とする 。ただし、低入札価格調査等により、		
	会裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の 始期日とする。		
	なお、本件は「茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき 余		
	_		
	締結日の翌日から令和8年3月1日までの期間)の範囲内で、 工期の始期日		
	を任意に設定することができる (休日を除く。)。ただし,低入札価格調査		
	等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌		
	日を工期の始期日とする。		
(5) 建設工事の種類(業種	土木一式工事		
区分)			
(6) 予定価格	金411,092,000円(消費税及び地方消費税を含む。)		
(7) 総合評価方式の適用	本工事は、施工実績等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格		
	とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式 (特別簡易型(Ⅱ))		
	の工事である。		
(8) 最低制限価格	設定しない		
(9) 調査基準価格	設定する(特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公		
	告(共通編)等により確認しておくこと。)		
(10) 本工事の入札におけ	有り ア 本工事の入札は、分割発注・同一工種の工事に係る競争入札で		
る他工事落札者の参加	あり、以下の順により同日に開札する。		
制限及び他工事の入札	——— ①(工事番号、工事名)		
における本工事落札者	②(工事番号、工事名)		
の参加制限			
	イ 本工事に特定建設工事共同企業体(以下「特定 J V 」という。)		
	を結成して参加しようとする者は、構成が同一となる特定 J Vを		
	それぞれ結成する場合に限り、アに示すその他の工事に対して		
	も、入札参加資格審査申請及び競争参加資格確認申請を行うこと		
	ができる。		
	ウーアに示す工事のうち、先行して開札された工事の落札者と同一		
	構成の特定JVは、同日に実施されるその後の分割工事・同一工		
	種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出		
	された入札書は開封せず、無効として取り扱う。		
	無し		
(11) その他	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12		
	 年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資		
	源化等の実施が義務付けられた工事である。		
	 イーこの工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項第		
	2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「専任特例2号の場合の監理		
	技術者」という。)の配置を認めない工事である。		

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである(全てを満たすこと。)。

(1) 入札参加資格

2(1)に示す工事の施工を目的として結成された特定 J V として、以下のア〜カのいずれも満たし、 入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること(資格決定 に係る申請方法等については、5を参照。)。

	ア構成員数	2者
	イ 出資比率	特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率の下限は30%とし、代表構
		成員の出資比率は構成員中最大であること。
	ウ 建設業許可	全ての構成員が、土木一式工事について、特定建設業の許可を受けている
		こと。
	工 経営事項審査	全ての構成員が、土木一式工事について、契約締結日から1年7月以内の
		審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものを
		いう。)を受けている者であること。
	オ 対象工事の設計	(ア) 対象工事の設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)を含む特
	業務等の受託者と	定JVでないこと。
	の関係(いずれも	(イ) 受託者と資本又は人事面において関連がある者 (※) を含む特定 J V
	満たすこと)	でないこと。
		※:詳細については、入札公告(共通編)による。
		設計業務等の受託者 中央コンサルタンツ(株)
	カ 各構成員別の基	(2)以降の基準をそれぞれ満たすこと。
	準	
	キ 共通事項	入札公告(共通編)による。
(2)	代表構成員に係る基準	(いずれも満たすこと)
	ア 単体としての入	土木一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名
	札参加資格	簿に登載された格付けがS等級であること。
	イ 施工実績	平成22年4月1日から令和7年3月31日までに竣工した工事のうち、
		国内の港湾・漁港において、ケーソン製作工事を元請けとして施工した実績
		があること。(実績は、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共工事
		に限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上のも
		のに限る。)
	ウ 配置予定技術者	(7) 本工事へ専任で配置できること(本工事のみの専任配置とすること。)。
	(いずれも満たす	(イ) 一級土木施工管理技士の資格を有する者等、土木一式工事について、
	こと)	建設業法第26条に規定する監理技術者になり得る者であること。
		(ウ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習
		を修了している者であること。

- (エ) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までに竣工した工事のうち、国内の港湾・漁港において、ケーソン製作工事を元請けの主任(監理)技術者(特例監理技術者、専任特例2号の場合の監理技術者、監理技術者補佐を含む)、現場代理人又は担当技術者として施工した経験があること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。(実績は、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共工事に限る。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。)
- (オ) 建設業許可における営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技 術者)でないこと。
- (カ) 建設業許可における建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐す る者等(以下「経営業務の管理責任者等」という。)でないこと。
- (キ) 代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認 申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
- (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。
- (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)及び配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。

エ 営業所の所在地

茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所 (本店) または営業所 (支店等) があること。

(3) 代表構成員以外の構成員に係る基準 (いずれも満たすこと)

ウ 配置予定技術者 (いずれも満たす こと)

- (7) 本工事へ専任で配置できること(本工事のみの専任配置とすること。)。
- (イ) 一級土木施工管理技士の資格を有する者等、土木一式工事について、 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者で あること。
 - (ウ) 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証(土木一式工事)に対応するもの)を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - (エ) (発注者名) の発注した (同種又は類似の工事の内容を詳細に) 工事のうち、 年 月 目から 年 月 目の期間に竣工した工事を、元請の (主任(監理)技術者、専任特例2号の場合の監理技術者、監理技術者補 佐、現場代理人等、詳細に)として施工した経験を有する者であること。 ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがCORINSにより確認できる者のみとする。
 - (オ) 建設業許可における営業所技術者等でないこと。
 - (カ) 経営業務の管理責任者等でないこと。
 - (キ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認 申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。
 - (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)及び配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。

エ 営業所の所在地

茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。

4 設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧

ア インターネットによる方法

設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること(入札情報サービス)。

URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html

イ 閲覧による方法

(ア)場所:公共事業情報センター

(茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階)

(4) 期間:令和7年9月29日~令和7年11月13日(茨城県の

	休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の
	休日(以下「休日」という。)を除く。)
	(f)時間:9時から(水曜日のみ10時から)16時まで
	(正午から13時までを除く。)
(2)設計図書に関する質疑	設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札シ
	ステムにより行うと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システムに
	より行う。
	(電子入札システムURL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
	• 質疑受付期間
	令和7年9月29日~令和7年10月14日(休日を除く。)
	いずれも9時から16時まで
	· 提出先 : 担当部局
	• 回答閲覧期間
	令和7年9月29日~令和7年11月13日(休日を除く。)
	いずれも9時から16時まで
(3) 現場説明会	実施しない。

5 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者(特定建設工事共同企業体)は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書(特定建設工事共同企業体用)等を以下の(1)~(8)により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

(1) 申請方法	郵送による(書留郵便に限る。)。	
(2) 提出先	1の担当部局	
(3) 申請期間	令和7年10月14日 (火) まで必着	
(4) 申請時の提出書類(紙媒体に限る。)	ア 建設工事入札参加資格審査申請書(特定建設工事共同企業 体用)	3 部
	イ 特定建設工事共同企業体協定書	3 部
	ウ 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等) ※健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。	各1部
	エ 代表構成員以外のすべての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状	1通
	オ 返信用封筒 (ア、イに掲げる書類各2部を返送するのに必	1通

	要な切手を貼付すること。)
(5) 申請書の作成説明会	実施しない。
	実施する。
	<u> </u>
	- 場所
(6) 申請書のヒアリング	実施しない。ただし、提出された書類について、説明を求めることがある。
	実施する。
	- □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	- 場所
(7) 代表構成員以外の構	アー申請方法等
成員が指名停止措置を	(ア) 提出方法及び提出場所
受けた際の入札参加資	緊急を要するため、担当部局に持参により提出すること。
格地位承継認定申請	(イ) 提出書類
	a 特定建設工事共同企業体解散届
	b 入札参加資格地位継承認定申請書
	c 新たに結成する特定JVに係る(4)に掲げる書類
	d 新たに結成する特定 J V に係る 6 (3) に掲げる書類
	イ その他、地位承継(再結成)に係る詳細の条件等については、入札公告
	(共通編)による。
(8) 共通事項	入札公告(共通編)による。

6 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者(特定建設工事共同企業体)は、5のほか、あらかじめ競争参加資格 確認申請書等を次により提出し、本工事への競争参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」(様式第2号)及び「自己採点表(兼評価点算定資
	料一覧表)」(技術資料・様式第1号)については、電子入札システム(※)に
	より申請すること。
	また、電子契約用メールアドレス確認書(別添様式)に、電子契約の希望
	の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。
	※:画像ファイル等で提出すること。
	それ以外の資料等については、紙媒体(書留郵便)により申請を行うこと
	とするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が
	2メガバイト以内)は、電子入札システムにより提出して差し支えない。
	ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、
	電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。
	(電子入札システムURL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
(2) 申請期間	ア 受付開始:令和7年10月9日(木) 9時00分
	イ 締切 : 令和7年10月14日(火)16時00分(必着)
	※:休日は申請を受け付けない。
	7

(3) 申請時の提出書類

ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号)

(全構成員について、作成すること。)

(承認を受けたうえ紙申請とする場合及び5(7)の場合は、様式第1号についても作成のうえ、併せて申請(提出)すること。)

- イ 6-2(1)に示す技術資料(総合評価方式関連)
- ウ 競争参加資格確認資料(様式第2号)2/2面 作成要領2(1)及び(2)の資料
- エ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書)
- オ 契約締結 (予定) 日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受 審したことを証する書面 (全ての構成員に係るものを、書留郵便等により 提出すること)
- カ 電子契約用メールアドレス確認書 (別添様式)

(4) 配置予定技術者の重 複申請

同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請 しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、 本工事の落札者と同一構成の特定 J Vが入札に参加できないとされている 場合又は別の工事の落札者と同一構成の特定 J Vが本工事の入札に参加で きないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術 者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。

- ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任(監理)技術者重複申請書を提出すること((3)と併せて、申請(提出)すること。)。
- イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に 配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申 込書取下げ書」を開札日時までに提出すること(紙媒体(※)により提 出すること。)。
- ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争 参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。
 - ※:郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。

(5) 提出書類((3)イの技術 実施しない。

実施する。

資料を含む。)の作成説 明会

·場所

(6) 提出書類 ((3)イの技術	実施しない。ただし、提出書類について、説明を求めることがある。
資料を含む。)のヒアリ	実施する。
ング	
	
(7) 共通事項	入札公告(共通編)による。

6-2 総合評価方式に係る技術資料

6の競争参加資格確認申請に併せ、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うため に必要な資料(以下「技術資料」という。)の提出を求める。

(1)提出を求める技術資料	ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表 (様式第1号)
(1) 淀田で小のの汉州貝科	
	イ 工事成績評定評価対象工事資料(様式第2号)
	ウ 施工実績評価資料(様式第3号)
	工 配置予定技術者評価資料(様式第4号)
	オー企業の新規雇用実績(様式第14号)
	カ 若手又は女性技術者の配置(様式第15号)
	キ 登録基幹技能者の配置(様式第16-1号)
(2) 提出方法	6(1)に同じ。(5の書類と併せて提出すること。)
(3) 提出期間	6 (2) に同じ。
(4) 提出した技術資料の	提出された技術資料の変更は認めない。
変更の可否	
(5)技術資料の評価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。
	イ 評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加
	者全員の仮の評価値を算出し、1位となった入札参加者(落札候補者)の
	み、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。
	ウ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、そ
	の評価項目の評価点は0点とする。
	エ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であって
	も、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は
	本来の評価点とする。
	オ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であって
	も、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は
	自己評点どおりとする。
	カ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告(共通編)
	による。
 (6) 競争参加資格に関す	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。
	以門貝イイトン/田旦州小によう(は、风寸沙川貝代で贮りない)ことがめる。
る事項	

7 入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。
	(電子入札システムURL: <u>http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html</u>)

(2) 入札期間	ア 受付開始:令和7年11月7日(金)9時00分
	イ 締切 :令和7年11月13日(木)16時00分(必着)
	※休日は入札を受け付けない。
(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
	の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある
	ときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、
	入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見
	積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記
	載すること。
	イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることが
	できない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由とし
	て入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	ア 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(入札書の提出と
	併せて、電子入札システム(※)により提出すること)。
	※: Excel形式を使用するものとし、「提出用ファイル作成ツール」を使用し、
	テキストファイル(. csv)に変換して提出する。
	イ 入札価格に関する誓約書(別添様式2) (郵送(書留に限る。) 等によ
	り提出)
(5) 競争入札執行 (開札)	令和7年11月14日(金) 10時30分から
の日時 (予定)	
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立
	会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみ	入札の執行を取り止める。
の場合	有効な入札として取り扱う。
(8) 共通事項 (落札者の決	入札公告(共通編)による。
定方法等)	

8 開札後に**調査基準価格を下回る額で入札した参加者**が提出する資料

(1) 提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札した参加者については、担
	当部局から「低入札価格調査制度実施運営要領」第6条第1項に掲げる①
	から⑮の各調査表の提出を求める(ただし、⑬~⑮の資料の提出は任意と
	する。)ので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。
	イ アの場合において、一部でも各調査表を提出しなかった者は失格とす
	る。
	ウ アの提出方法については、原則郵送(書留に限る。)により送付すること。
	エ 担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メールに
	よる調査票の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)の書類に基づき、事情聴取を行う際には、別途担当部局から連絡する

ので、調査に協力すること。
なお、期日までに調査表の提出がない場合や、事情聴取に応じない場合等、
不誠実な行為については、失格としたうえ、指名停止等の措置を行います。

9 その他、入札契約に関する諸条件

7 ての他、八札契約に関す	T					
(1) 入札保証金	免除する。					
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保					
	証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保					
	証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約					
	保証金の納付を免除する。					
(3) 前払金、中間前払金、	詳細については、入札公告(共通編)による。					
部分払い	なお、本件は「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限					
	<u> 度額が設定されていない工事である。このため、契約初年度は、前払金、中</u>					
	間前払金及び部分払金の支払請求ができないことに留意すること。					
(4) 契約書	建設工事請負契約書(茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第					
	69号)様式第2号)により、契約書を作成するものとする。					
	なお、落札者は、契約締結までに、 工期の始期日を決定し、契約締結まで					
	に発注者に別添様式により通知 すること(低入札価格調査等により余裕期					
	間内に契約締結ができない場合は不要とする)。					
	ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。					
	(1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約					
	書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担					
	保の写し(保証事業会社の保証証書等)及び課税事業者届出書(又は免税					
	事業者届出書)を、落札の通知を受けた日から5日以内(土日及び休日を					
	含まない。)に(契約)課へ電子メールで送付すること。					
	なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに(契					
	約)課まで申し出ること。					
	(2) 契約締結決議終了後、(契約) 課からの連絡があるので、落札者(契約					
	の相手方)は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。					
	なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手					
	順書を確認すること。					
	建設業担当ホームページメニューURL:					
	https://kennsetugyou-ibaraki.jp/electronic_contracting/					
(5) 議会の議決	不要					
	要 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67条)					
	第96条第1項に規定する議会の議決を要する。					
	- なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約					
	を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議					
	決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県					

	が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停					
	<u> </u>					
	たときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は					
	契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。					
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約					
	とする。					
	(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請					
	<u> </u>					
	議決を得た日から本契約とする。					
(7) 建設リサイクル関連	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、					
	分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた					
	工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考					
	にしたうえで入札すること。					
	イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等					
	をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記					
	載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議するこ					
	と。					
(8)火災保険付保険の要否	要する					
	不要とする					
(9) 関連工事の随意契約	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と					
予定	の随意契約により締結する予定					
	有り 無し					
(10) 調査基準価格の算定	無し					
に係る留意事項	有り					
	(1)					
	(2)					
(11) 共通事項	入札公告(共通編)による。					

10 その他

(1) 入札公告(共通編) については、以下のアドレスに公告する。

URL: https://kennsetugyou-ibaraki.jp/nyuusatsukoukoku_kyoutsuu/

※:公告日に応じ、適用となる入札公告(共通編)が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線[例:入札公告]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

評価点の算定方法

工事名:07 県単常機 第 07-06-392-0-011 号

E 岸壁側面護岸ケーソン製作工事(その1)

特別簡易型(Ⅱ)[県内外型]登録基幹技能者あり 特定 JV

特別簡易型(Ⅱ)[県内外型]登録基幹技能者あり 物		T	
評価項目	配点	評価基準	評価点
アニーエ事成績評定	3.0 点	80 点以上	3.0 点
当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点 (共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の		70 = 11 = 00 = + :=	2.5点
平均値(小数点以下第2位四捨五入)により評価する。		78 点以上 80 点未満	2.0 从
評価の対象は、 令和2年4月1日から令和7年3		76 点以上 78 点未満	2.0 点
月31日までに竣工した茨城県土木部発注の1千万円			
以上の土木一式工事の評定点とする。		74 点以上 76 点未満	1.5 点
井同企業体にあっては、共同企業体の各構成員の 評価対象評定点のすべてを平均した点数(小数点以		70 FN 74 F+3#	1 0 F
下第2位四捨五入)によって評価する。		72 点以上 74 点未満	1.0 点
なお、代表構成員又は構成員のいずれかに評価対		 72 点未満・対象無し	0 点
象の評定点がない場合は、当該構成員の評定点を		72 点不両・対象無し	○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
65.0 点とみなし、平均値を算出する。 イ 企業の施工実績	2.0点	て東田公郎をは田した。 いい割れて	0 0 =
1 正来の心工夫閥 共同企業体の代表構成員が、国内の港湾・漁港に	∠. ∪ 点	工事用台船を使用したケーソン製作工 事の実績有り	2.0 点
おいて、工事用台船を使用したケーソン製作工事を		争の大幅日グ	
元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の			
場合は出資比率 20%以上)により評価する。 評価の対象とする工事は、 平成 22 年 4 月 1 日から		上記以外	0 点
評価の対象と9 る工事は、 <u>平成22 年4月1日から</u> 令和7年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、			
特殊法人等発注の公共工事とする。			
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0 点	工事用台船を使用したケーソン製作工	2.0 点
共同企業体の代表構成員の配置予定技術者が、国		事の経験有り	
内の港湾・漁港において、工事用台船を使用したケ			
一ソン製作工事を元請けの主任技術者、監理技術者			
(特例監理技術者、又は専任特例2号の場合の監理			
技術者含む) 又は現場代理人として施工した経験(共 同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)によ		上記以外	0 点
り評価する。			
評価の対象とする工事は、 平成 22 年4月1日から			
令和7年3月31日 までに竣工した国、地方公共団体、			
特殊法人等発注の公共工事とする。			
エ 地域内拠点の有無	3.0 点	代表構成員が県内に本店があり、かつ	3.0 点
工事箇所の存する地域に、本店(建設業法に基づく 主たる営業所)がある場合に評価する。		代表構成員以外が高萩工事・常陸大宮土 木・水戸土木事務所管内に本店あり	
土たる呂未別/かめる物口に計画する。		代表構成員が県内に本店があるか、又	1.5 点
		は代表構成員以外が高萩工事・常陸大宮	1.0 Ж
		土木・水戸土木事務所管内に本店あり	
		上記以外	0 点
	1.0点	 雇用実績有り	1.0点
従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。	1. 0 無	権用关傾行り 	1. 0 点
評価の対象は、 令和5年4月1日 以降に正規雇用(期			
間の定めのない雇用契約)した従業員を入札公告日			
まで 3 ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合と する。		 雇用実績無し	0 点
する。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時		准川夫限無し	
点で 35 歳未満の者とする。			
なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である			
者は評価の対象としない。			

カ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理 人又は主任(監理)技術者として配置の有無で評価す る。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手 技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的か つ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ 月以上の雇用関係がある者とする。	1.0 点	当該業種の主任(監理)技術者の資格を 有する若手又は女性技術者を当該工事 の主任(監理)技術者又は現場代理人に 配置有り 若手又は女性技術者を現場代理人に配 置有り 若手又は女性技術者の配置無し	0.5点
キ 登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置 する場合に評価する。 評価の対象は、登録海上起重基幹技能者、登録型 枠基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者又は登録コンク リート圧送基幹技能者であり、元請業者又は下請業	1.0 点	登録海上起重基幹技能者、登録型枠基 幹技能者、登録鉄筋基幹技能者又は登 録コンクリート圧送基幹技能者の配置 有り	1.0 点
者が雇用する者とする。	13.0 点	登録基幹技能者の配置無し	0 点

本件責任者:氏名 連絡先担 当者:氏名 連絡先

(様式第1号) (その2) 経常建設共同企業体用又は特定建設工事共同企業体用

競争参加資格確認申請書

年 月 日

殿

名称 (経常又は特定)建設(工事)共同企業体

住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者氏名

住 所

構成員 商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで公告のありました

工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料 (様式第2号)
- 2 競争参加資格の裏付資料(入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ)
- (注) この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

(別添様式)

電子契約用メールアドレス確認書

希望する。

電子契約を

希望しない。

(※希望する方に、〇を付けてください。なお、希望する場合は、以下も記入してください。) 茨城県と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメール アドレスは、次のとおりとする。

担当者名				
e-mail				
<u>契約締結権限者</u>	役職		氏名	
e-mail				
		殿		

令和 年 月 日

住 所 法人名 代表取締役氏名 (個人の場合は、氏名)

【重要】電子契約における留意事項

- (1)発注者の承認を得て紙入札を行う場合において、電子契約を希望する場合は必ず代表取締役等契約 締結権限のある方が自署してください。
- (2)担当者と契約締結権限者のメールアドレスは原則異なるものを記載してください。
- (3) フリーメール (無料でメールアドレス (アカウント) を取得し、ブラウザ上でメールのやり取りができるサービス) で電子契約を利用できません。なお、主なフリーメールは以下のものがあります。

代表的なサービス名	ドメイン名
Yahoo!メール	@yahoo. co. jp
Gmail	@gmail.com
Outlook.com	@outlook.jp, @outlook.com, @hotmail.co.jp, @live.jp
AOL メール	@aol.jp

(4)受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の法人名、住所及び代表取締役氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者の住所及び代表取締役氏名を記載してください。

競争参加資格確認資料

入札希望 工事名 : 07県単常機 第07-06-392-0-011号

E岸壁側面護岸ケーソン製作工事(その1)

工事場所:茨城港常陸那珂港区 ひたちなか市阿字ヶ浦町地先

商号マは名称

			<u> 冏 </u>	<u> </u>
(1) 対象	工事に係る総	合点数		点
(2) 対象	工事に係る年	間平均完成工事高		億円
(3)	工事名			
(-)	工事場所			
	発注者名			
	契約金額			
同種又は	工期			
類似工事	受注形態	単体・経常JV(出資比率)・特定JV	√ (出資比率)	
施工実績	構造形式			
	規模·寸法			
	使用機材・数量			
	その他			
	特記事項			
(4)	工事名		契約金額	
県工事の	工事場所		工期 年 月~	年 月
施工実績				
(5)	現住所		氏名	年齢
LL-41-4 -	所属会社・勤			
技術者の		取得年・登録番号)	T	(aliala) ti ba
資格・経		E技術者等であるか		(該当) 有・無
験等		管理責任者等であるか	-10.33 -de 4-	(該当) 有・無
	工工事名	-	発注者名 ##	
	事工事場所		契約金額	
	経 工期 歴 工事内容	年 月~ 年 月	当時の役職	
	歴 工事内容 の			
	概			
	要			
(6) 建詞	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	主たる営業所(本店)又は営業所(支		
店等) の所在地			
(7) 更生	三手続き開始の	申立てがなされている者又は再生手続き	開始の申立てがなる	され (該当)
	,	県知事が一般競争入札参加資格の再認定		有・無
(8) 対象	東工事に係る設	計業務等の受託者又は受託者と資本若し	くは人事面において	て関 (該当)
連が	ある者か			有・無
(9) 対象	象工事に係る評	F可の種類		特・般
(10)				

この書類の記載責任者・連絡先

 商
 号
 :

 氏名(ふりがな):
 :

 所
 属
 :

 電
 話
 番
 号
 :

 FAX番
 号
 :
 E
 m
 a
 i
 1
 :

作成要領 (特定 J V用)

- 1 1/2面(1) \sim (6) には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。 (競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可)
- 2 次の書類(競争参加資格の裏付資料)について、(1)及び(2)については本確認書と併せて、(3)については入札時に提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。
 - (注:配置予定技術者の資格者証、監理技術者証等については、建設工事入札参加資格審査申請書(特定 建設工事共同企業体用)と併せて提出すること。)
 - (1) 施工実績の確認に要する書類

工事実績情報システム (CORINS) に登録された当該工事の登録内容確認書 (以下「登録内容確認書」という。) 又は契約書 (又はこれに準ずるもの) の写し

- * 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。
- * 登録内容確認書は、竣工時のものに限る。((2)において同じ。)
- (2) 配置予定技術者の施工経験の確認に要する書類
 - · 登録内容確認書
- (3) 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面(全ての構成員に係るもの)。
- 3 1/2面の(3)同種又は類似工事施工実績、(4)県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。
- 4 1/2面(7)以下の右欄には該当するものに○印を付すること。
- 5 この確認資料は、すべての構成員について作成すること。
- 6 紙入札方式を承認された者を除き、この様式(1/2面)は電子ファイル(※)として提出すること。添付書類は紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)で提出することとするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が2メガバイト以内)は、電子入札システムにより提出して差し支えない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。

なお、郵送(書留郵便)又は電子メールにより提出しようとする場合、次の内容を記載した目録(電子ファイル)をこの様式(1/2面)と併せて電子入札システムにより(%)提出すること(様式は任意とする。)。

- (1) 郵送等により送付する旨の表示
- (2) 郵送等により送付する書類の目録
- (3) 郵送等により送付する書類のページ数
- (4) 発送(送付)年月日
- ※: Word 形式でファイルを作成後、テキストファイルで提出すること。

本件責任者:氏名 連絡先 担 当 者:氏名 連絡先

(別添様式)

工期の始期日通知書

年 月 日

(発注者) 殿

住所 商号又は名称 氏名

茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要

領第5条第5項に基づき、次のとおり工期の始期日を定めたので通知します。

工事番号及び工事名					
工事場所					
工期の始期日					
契約工期	年	月	日	から	
美 利 上 刻	年	月	日	まで	日間

- ※契約締結までに提出すること。
- ※官公庁の休日(土日・祝祭日・年末年始休暇等)を、工期の始期日としないこと。
- ※契約書には、本通知書により通知した工期を記載するものとする。

【余裕期間設定工事(任意着手方式)の場合に、本表を添付すること。】

本件責任者:氏名 連絡先担 当者:氏名 連絡先

(別添様式2)

誓約書

当共同企業体が行う 07 県単常機 第 07-06-392-0-011 号 E 岸壁側面護岸ケーソン製作工事(その1)に係る入札については、当共同企業体の各構成員が合意のうえ決定した入札価格によるものであることを誓約いたします。

なお、この誓約書の内容に相違があるときは、落札決定の取消し、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の処分があることを承知しております。

年 月 日

○○○○特定建設工事共同企業体

代表構成員

住 所商 号

代表取締役

構成員

住 所

商号

代表取締役

構成員

住 所

商号

代表取締役